

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施要領（輸送分野）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（１）地域

２（１）に掲げる業務を実施するために必要なアラブ首長国連邦、ポーランド共和国及びルーマニア内の地域とする。

ただし、２（２）に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なエジプト・アラブ共和国、オマーン国、カンボジア王国、サウジアラビア王国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トルコ共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア及びモルディブ共和国内の地域を含む。

（２）期間

令和４年４月２９日から同年６月３０日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

（１）ウクライナ被災民救援のための物資の輸送

（２）（１）に掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の補給及び人員の輸送

3 国際平和協力業務の実施の方法

（１）原則

派遣部隊は、実施計画及び実施要領の範囲内において、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）とも協調を図りつつ、当該業務を行う。

（２）装備

輸送機（C-2）２機、空中給油・輸送機（KC-767）１機、政府専用機（B-777）１機及び輸送機（C-130H）１機により実施する。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 業務の中断に関する事項

- (1) 部隊長等は、防衛大臣が国際平和協力本部長と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、当該業務を中断する。
- (2) 部隊長等は、次に掲げる場合には、その状況等を防衛大臣を通じ本部長に報告し、防衛大臣が本部長と協議した上で発出する指示を受ける。

ア 人道的な国際救援活動又は国際平和協力業務の実施について、受入国から同意を撤回する旨の意思表示があった場合

イ アに掲げる場合のほか、人道的な国際救援活動又は国際平和協力業務の実施についての受入国の同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ 受入国が紛争当事者となったと認められる場合

- (3) 業務中断中の情報収集及び報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止等の措置に関する事項

- (1) 部隊長等は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、防衛大臣の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

- (2) 部隊長等は、必要に応じて、関係在外公館、U N H C R 及び連絡調整要員等と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

8 その他の事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とするU N H C R からの要請があった場合の措置

部隊長等は、当該要請の内容その他必要な事項につき、防衛大臣を通じ本部長に報告し、防衛大臣が発出する指示を受ける。

- (2) 調査、効果の測定等についての報告

ア 報告の内容

国際平和協力隊の隊員は、派遣部隊の指揮系統に従って、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について、部隊長たる国際平和協力隊の隊員に随時報告する。

イ 報告の要領

部隊長たる国際平和協力隊の隊員は、速やかに当該内容を取りまとめの上、本部長に対して報告する。

- (3) 隊員の交替

政令に定める場合のほか、疾病、事故その他のやむを得ざる理由により、隊員が国際平和協力隊の隊員でなくなることを申し出て、本部長がそれを承認した場合には、防衛大臣は隊員を交替させることができる。

- (4) 装備の取扱い

隊員は、輸出貿易管理令上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

- (5) 連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、国際平和協力業務を実施する。

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施要領（連絡調整分野）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（１）地域

２に掲げる業務を実施するために必要なアラブ首長国連邦、ポーランド共和国及びルーマニア内の地域

（２）期間

令和４年４月２９日から同年７月１５日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

隊員は、実施計画及び実施要領の範囲内において、当該業務を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- （１）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- （２）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- （３）その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- （１）派遣先国の住民との関係に関する事項
- （２）派遣先国の関係当局との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第６条第１３項第７号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力

業務の中断に関する事項)

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、本部長の指示を受ける。
 - ア 人道的な国際救援活動又は国際平和協力業務の実施について、受入国から同意を撤回する旨の意思表示があった場合
 - イ アに掲げる場合のほか、人道的な国際救援活動又は国際平和協力業務の実施についての受入国の同意が存在しなくなったと認められる場合
 - ウ 受入国が紛争当事者となったと認められる場合
- (3) 業務中断中の情報収集及び報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

- (1) 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、かつ、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。
- (2) 隊員は、必要に応じて、自衛隊の部隊等、UNHCR及び関係在外公館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

8 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置
隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。
- (2) 業務を遂行できない場合の措置
病気又は事故等の場合、本部長に報告する。
- (3) 調査、効果の測定等についての報告
隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部

長に随時報告する。

(4) 装備の取扱い

隊員は、輸出貿易管理令上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(5) 自衛隊の部隊等との連携

隊員は、自衛隊の部隊等と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。